

南島原市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、南島原市長から令和5年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和6年3月28日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 小嶋 光明

監査結果に基づく措置または措置の状況(通知書)

5 南監第 89 号 (令和 5 年 12 月 26 日付) 分

総務部 防災課 防災交通班

監査の結果 (指摘事項)	措置または措置の状況
<p>(1)補助金交付事務(実績報告書)について</p> <p>補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市防犯灯設置補助金交付要綱第 5 条、南島原市自主防災組織活動補助金交付要綱第 7 条に規定した期限の超過が一部確認された。これらについては、各様式を自治会長宛に送付し自治会ごとに対応していることから、一部、書類の紛失や報告の失念等による遅延が影響していたと思われる。今後は、周知方法や遅延対策等に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。</p> <p>(2)補助金交付事務(様式)について</p> <p>南島原市総務部防災課関係補助金の支出事務について、要綱で定めている様式によらず総会等の任意様式の提出を容認し審査が行われていた。今後は、規定の様式に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。</p>	<p>防犯灯設置補助金及び自主防災組織活動補助金の実績報告について、ご指摘の通り報告期限の超過が確認されたため、今後は、自治会長に対する周知方法の改善と遅延対策等を図り、適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>総務部防災課関係補助金の支出事務について、定められた様式以外の任意様式での提出を容認していたため、今後は、規定様式での提出を徹底し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>

監査の結果（指摘事項）	措置または措置の状況
<p>補助金交付事務(実績報告書)について</p> <p>南島原市市民イベント開催事業補助金にかかる実績報告書の提出について、当該要綱第5条に規定した期限の超過が一部確認された。今後は、周知方法や遅延対策等に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。</p>	<p>本件は、事業計画及び実績報告の記載欄「イベント期間」において、イベント実施日のみを記載した形で申請され、その後の精算事務や会議等の日程が含まれていなかったことに因るものです。</p> <p>そのため、事業計画及び実績報告の記載欄「イベント期間」に、精算事務や会議等の日程を含めた形で記載するよう指導を行っております。</p> <p>今後も引き続き指導を行い、要綱を遵守した事務の取り扱いに努めます。</p>

地域振興部 商工観光課 商工振興班

監査の結果（指摘事項）	措置または措置の状況
<p>補助金交付事務(様式)について</p> <p>南島原市商工業振興資金利子補給補助金の支出事務について、要綱で定めている様式によらず任意様式の提出を容認し審査が行われていた。今後は、規定の様式に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、令和3年度の定期監査において同様の指摘を行い、当時の商工振興課から該当案件にかかる正式な様式を交付し注意喚起を行う旨の改善報告を受けている。しかしながら、今回の監査でも任意様式が確認されており、本件補助金以外にも同じ事例がある場合は、併せて措置を求めることとする。</p>	<p>南島原市商工業振興資金利子補給補助金については、監査終了後、11月に補助金の交付先である南島原市商工会と当該補助金要綱について確認を行い、要綱で定められた様式での提出を指導しました。また、補助金申請時には、南島原市商工会の協力を得て、申請書類の事前確認を行い、適正に執行されるよう努めました。</p> <p>補助金交付事務については、要綱に定められた規定の様式に基づき提出するよう、補助金の交付先に指導を行っていきます。また、現行の様式を改良すべき事情がある場合は、交付先と協議しながら、要綱の改正を含め改善を図っていきます。</p> <p>なお、審査にあたっては、担当者だけでなく班員全体で確認することにより、適正な執行に努めます。</p> <p>実施は、令和5年度事業からとします。</p>

地域振興部 商工観光課 観光振興班

監査の結果（指摘事項）	措置または措置の状況
<p>補助金交付事務(実績報告書)について</p> <p>南島原市有家蔵巡り魅力創出事業補助金にかかる実績報告書の提出について、当該要綱第6条に規定した期限の超過が確認された。今後は、周知方法や遅延対策等に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。</p>	<p>今年度以降、当該要綱に沿った期限（30日以内）で提出するよう「ありえ蔵のまち保存会」へ依頼することとし、適切な事務の執行に努めます。</p>

監査の結果（指摘事項）	措置または措置の状況
<p>(1) 契約の自動更新について</p> <p>南島原市生活管理指導短期宿泊事業委託契約について、平成 21 年度から契約の自動更新を認めていることから、翌年度以降、業務起案の手続きを省略し支出事務のみ行っていることが確認された。今後は、支出根拠を明確にしたうえで年度ごとに業務起案を行い、会計年度における適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、令和 3 年度の定期監査において同様の指摘を行い、福祉課から該当案件にかかる支出事務の改善報告を受けている。しかしながら、今回の監査でも支出根拠が不明な決裁が確認されており、本件契約以外にも同じ事例がある場合は、併せて措置を求めることとする。</p>	<p>自動更新となっている業務委託契約については、年度ごとに業務執行に関する起案及び決裁に関する適正な事務処理を行ったうえで執行いたします。</p> <p>なお、「心配ごと相談所設置事業」及び「養護老人施設措置費支払代行業務委託」についても自動更新となっておりますが、令和 3 年度の定期監査における指摘に基づき、年度ごとに業務執行の起案及び決裁を受けたうえで執行しております。</p>